城陽市高齢者緊急通報システム事業について

１．対象者

　自宅に固定電話が設置され、次の条件に該当する方

1. 城陽市に住民票がある方
2. ６５歳以上の高齢者でひとり暮らしの方
3. 心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段として緊急通報装置の設置が必要と認められる方

２．サービス内容（裏面イメージ図参照）

（1）「緊急」ボタンを押すと市が委託する業者のコールセンターにつながり、医療職のオペレ

ーターが必要に応じて、協力員への連絡や城陽市消防本部へ救急要請を行います。（２４時

間３６５日対応）

（2）「相談」ボタンを押すとコールセンターにつながり、健康相談ができます。

健康相談は、看護師や保健師等の医療職が２４時間３６５日対応します。

（3）月１回の安否確認のため、委託業者から電話連絡を行います。

※このサービスは、機器を使用しません。

３．協力員の登録について

　　緊急通報装置の利用にあたり、市内及び近隣の市町村にお住まいの親族及び知人等の２名

の協力員の登録が必要となります。（固定電話を設置しておられない方や留守がちの方につい

ては携帯電話でも可）。別紙「緊急通報装置緊急連絡先の皆様へ」により緊急連絡先の方に趣

旨等をご理解いただき、必ず承諾を得てください。

４．費用負担について

　　機器使用料　　月額１，０３４円（税込）

使用料は前年度の所得税課税非課税世帯は市が助成します。

　　所得税課税世帯の方は、直接、委託業者にお支払いいただくこととなります。

５．留意事項

（1）電源の確保について

緊急通報装置は、停電時の非常電源として電池が内蔵されていますが、通常家庭用電源（コンセント）から電力を供給して稼動します。従って、緊急通報装置を設置する電話の近くに常時接続しておくために電話の近くに電気コンセントが１つ必要です。電話の近くにコンセントがない場合は、延長コード等による整備が必要となることがあります。

（2）電話回線について

　　緊急通報装置は、ＮＴＴのアナログ回線以外（他社回線や光回線など）でも、設置することは可能ですが、停電時や通信会社の回線工事時の不通など、不具合により通常のサービスが提供されない場合がありますので、ご承知おきください。また、ご利用の電話回線によっては、機器の設置ができない場合もありますので、ＮＴＴアナログ回線以外の回線をご利用の方はご相談ください。

◇イメージ図

